## 16次公募申請スケジュール

| 2026年 | | | | 2027年以降 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 9/4 | 10/2 | 11/6 | 12月下旬 | 1月下旬～ | | | | | |
| 公募要領公開 | 公募申請受付開始 | 公募申請〆切 | 採択通知 | 交付申請・交付 | 補助事業期間 14か月以内 | 補助事業完了日 | 実績報告期日 | 確定検査 | 補助金交付請求 | 補助金交付 |

公募期間

※上記スケジュールは公募要領公開時点での予定となります。変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

## 採択と交付決定の段階的な実施

❶公募申請 → ❷採択 → ❸交付申請 → ❹交付決定（=補助事業開始）

## 申請の流れ

① 本補助金の公募要領や Webサイトを確認し、補助事業への理解を深める

② 事業承継計画及び事業承継計画の確認先となる認定経営革新等支援期間を検討する

③ GビズIDプライムのアカウントを取得する（未取得の場合）

④ 公募申請に必要な各種書類の取り寄せ・準備を行う

⑤ 事業承継計画、補助事業計画等を策定する

⑥ 認定経営革新等支援機関に確認書記載を依頼し、事業承継計画等につき確認を受ける

⑦（任意）加点事由に該当することを証する書類を準備する

⑧ オンライン申請フォーム（Jグランツ）に申請情報を記入し、提出書類を添付する

⑨ 提出処理を行い、提出完了画面を確認する

⑩（提出完了後）事務局から申請の差戻し・再提出依頼が来たら速やかに対応する

## 他の補助金枠との同時申請・併用申請

| | 専門家活用枠 | PMI推進枠 | | 廃業・再チャレンジ枠 | 事業承継促進枠 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | PMI専門家活用類型 | 事業統合投資類型 | | |
| 事業承継促進枠 | × | × | × | ◎ | |

**他の補助金枠との同時申請・併用申請の可不可について**

【同時申請可（○）】同一公募回で、他の枠も同時に申請手続きを行うことが可能です
【併用申請可（◎）】事業承継促進枠との併用にて申請する場合、廃業・再チャレンジ枠としての申請は不要です
【同時申請・併用申請不可（×）】同一公募回での同時申請・併用申請は不可となります

**お問い合わせ窓口（事業承継促進）**

**TEL：050-3192-6274**

※受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00（土・日・祝日を除く）

中小企業生産性革命推進事業

# 事業承継・M&A補助金

事業承継・M&A補助金は、中小企業・小規模事業者等が、事業承継やM&Aに際して行う設備投資等や、事業承継・事業再編及び事業統合に伴う経営資源の引継ぎ、または引継ぎ後の経営統合に係る経費の一部を補助することによって、事業承継・事業再編及び事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とした補助金です。

## 事業承継促進枠　16次公募のご案内

| 公募要領公開 | 公募申請受付期間 |
|---|---|
| 2026年９月４日（金） | 2026年10月２日（金）～<br>2026年11月６日（金）17:00 |

事業承継・M&A補助金
WEBサイト
https://shoukei-mahojokin.go.jp/r7h/

**事業承継・M&A補助金事務局**

# 事業承継促進枠とはどんな枠ですか？

**事業承継促進枠とは、親族内承継や従業員承継等の事業承継を契機として経営や事業を引継ぐ予定である中小企業者及び個人事業主が、引継ぐ予定である経営資源を活用するための設備投資等に係る取り組みを行う際の費用の一部を補助することで、中小企業者等の生産性を向上させることを目的とした枠です。**

## ポイント① 一定期間内に親族内承継や従業員承継等の事業承継によって、経営資源の引継ぎを実施することが条件です

公募申請期日（2026年11月6日） ▼ ～2031年11月5日 ▼

事業承継対象期間（公募申請期日から5年間）

### 認定経営革新等支援機関

中小企業をめぐる経営課題が多様化・複雑化するなか、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成24年8月に中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設されました。

事業承継促進枠による申請を行うに際し、申請者は事業承継の蓋然性が高いことについて認定経営革新等支援機関等による確認を受ける必要があります。

**POINT**

- **公募申請期日から5年後までの事業承継対象期間内に事業承継を完了する必要があります**
  - ✓ 公募申請前に、認定経営革新等支援機関等から事業承継計画に対する確認書の発行を受ける必要があります
  - ✓ 事業承継対象期間での承継未完了となった場合は、交付を受けた補助金の返還が必要です

## ポイント② 一定の条件を満たす承継予定者と被承継者間で実質的な事業承継が行われることが条件です

承継予定者、事業承継の内容、及び事業承継の形態において一定の要件を充足する事業承継のみが事業承継促進枠の補助対象となる事業承継に該当します。

| | |
|---|---|
| 承継予定者 | （1）法人<br>・対象会社の会社法上の役員として3年以上の経験を有する者<br>・対象会社に継続して3年以上雇用され業務に従事した経験を有する者<br>・対象会社の会社法上の役員及び雇用され業務に従事した経験を通算3年以上有する者<br>・被承継者の親族であり、対象会社の代表経験が無い者<br>（2）個人事業主<br>・個人事業に継続して3年以上雇用され業務に従事した経験を有する者<br>・被承継者の親族であること、ただし過去に承継対象事業の代表経験が無い者 |
| 事業承継内容 | 経営権・所有権（株式・持ち分等）のいずれもが被承継者から承継者に譲渡されるものであり、承継者・被承継者間での実質的な事業承継の実施が客観的に確認できる必要があります<br>以下に該当する事業承継が実施された場合、原則として事業承継促進枠の補助対象外となる事業承継とみなします<br>・経営権と所有権のいずれもの移転を伴わない代表者の交代のみの事業承継<br>・物品・不動産等のみを保有する事業の承継<br>・グループ内の事業再編　その他事業承継が行われたことを客観的に確認できない場合 |
| 事業承継形態 | 承継者が個人事業主の場合は「事業譲渡」、法人の場合は「同一法人内での代表者交代」に該当する事業承継形態の場合に事業承継推進枠の補助対象となる事業承継に該当します |

## ポイント③ 事業承継により引継ぐ経営資源を活用して行う生産性向上等に係る取り組みであることが条件です

事業承継促進枠では、親族内承継や従業員承継等を通じて被承継者から引継ぐ経営資源を活用して、「生産性向上に資する設備投資等」に取り組んでいただくことが補助の条件となります。

### 生産性向上要件

承継予定の中小企業者等の「付加価値額」又は「1人当たりの付加価値額」の伸び率が3％／年の向上を含む計画を指します。付加価値額の計算方法は、法人・個人事業主の場合でそれぞれ以下の通りです。

**[法人]**付加価値額 ＝ 営業利益 ＋ 人件費 ＋ 減価償却費

**[個人事業主]**付加価値額 ＝ 営業利益 ＋ 減価償却費 ＋ 福利厚生費 ＋ 給料賃金

**POINT**

**生産性向上等に係る取り組み**

補助対象事業は補助事業期間を含む5年間の補助事業計画において、生産性向上要件の達成が見込まれる取り組みである必要があります

## 補助対象となる経費の区分

公募申請期日（2026年11月6日） ▼ 交付決定日 ▼ 補助事業完了期限日 ▼ ～2031年11月5日 ▼

事業承継対象期間（公募申請期日から5年間）

補助事業期間（交付決定日から補助事業完了期限日まで）

**POINT** 補助対象経費の契約・発注が交付決定日以降かつ、補助事業期間の間であり、検収・支払まで含めて同期間内に完了済の経費である必要があります

**事業承継促進枠**

- 設備費
- 外注費
- 産業財産権等関連経費
- 謝金
- 委託費
- 旅費

※ 売上原価に相当すると事務局が判断する経費は補助対象外となります

※ 事業承継に際して支払う譲り受け費用（土地、資産購入費用等）含め、被承継者に対して支払う費用は原則補助対象外となります

**廃業費（併用申請時）**

- 廃業支援費
- 原状回復費
- 在庫廃棄費
- リース解約費
- 解体費
- 移転・移設費
- 土壌汚染調査費

## 補助率・補助上限額

| 申請の種類 | | 一定額以上の賃上げ | 補助下限額 | 補助上限額 | 上乗せ額（廃業費） | 補助率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業承継促進枠 | 小規模事業者に該当 | 実施する | 100万円 | 1,000万円 | +300万円 | 800万円超～1,000万円相当部分 | 1/2以内 |
| | | 実施せず | | 800万円 | | ～800万円相当部分 | 2/3以内 |
| | 上記以外 | 実施する | | 1,000万円 | | 1/2以内 | |
| | | 実施せず | | 800万円 | | | |

※詳細は公募要領をご確認ください

**POINT** 補助事業者が中小企業基本法上の小規模事業者に該当する場合、補助額800万円に対応する対象経費の補助率が、2分の1以内から3分の2以内に引き上げられます

**POINT** 公募申請時から補助事業期間終了時までに一定額以上の賃上げを実施する場合、補助上限額が800万円から1,000万円へと引き上げられます